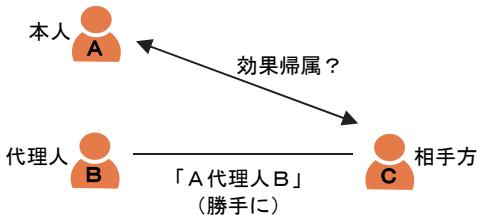


## 8 無権代理

### 1 総論



#### Aのできること

- A 「効果帰属させたくない」  
→ 追認拒絶  
A 「効果帰属させたい」  
→ 追認

#### Cのできること

- C 「催告」  
※ 期間内に返答がないときは追認拒絶  
みなし  
C 「取消し」  
※ 善意のみ可  
※ Aの追認があるまでは可  
C 「無権代理人の責任追及」  
→ 履行または損害賠償の請求  
※ 善意無過失  
→ 原則として善意・無過失のときに可  
※ Bが制限行為能力者の場合は不可

### 2 無権代理人の責任

要件	①無権代理人が代理権の存在を証明することができなかったこと（117条1項）
	②本人の追認がないこと（117条1項）
	③相手方が無権代理であることを知らず、かつ、 善意無過失であること（117条2項1号2号）
	④無権代理人が行為能力者であること（117条2 項3号）
	⑤相手方が取消権（115条）を行使していないこと
効果	無権代理人は、相手方の選択に従い、契約を履行する責任または損害賠償責任を負う（117条1項）